

溶接ヒューム健診(特化測第39条～第42条)

金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後6月以内ごとに1回、定期的に、既定の事項について健康診断を実施する。(1次健診)

1次健診

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ 溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査(別表4)
- ④ せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査(別表4)
- ⑤ 握力の測定

別表4

1. せき 2. たん 3. 仮面様顔貌※1 4. 膏顔※2 5. 流涎※3 6. 発汗異常 7. 手指の振戦※4 8. 書字拙劣※5 9. 歩行障害 10. 不随意性運動障害※6 11. 発語異常等のパーキンソン症候群様症状

※1 仮面様顔貌…まばたきが少なくなり、顔の表情が乏しくなること

※2 膏顔…顔面の皮膚が脂ぎった状態

※3 流涎…よだれを流すこと。唾液過多ともいう

※4 手指の振戦…手足や顔、声などのふるえ

※5 書字拙劣…書いた字が下手で幼稚なこと

※6 不随意性運動障害…自分の意志とは関係なく、体が勝手に動いてしまう現象

2次健診

- ① 作業条件の調査
- ② 呼吸器に関する他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等
- ③ パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査
- ④ 医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※ 金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施(じん肺法第7～9条の2)が必要ですのでご注意ください。